



平成 26 年 5 月 8 日

各 位

会社名 株式会社 シモジマ
代表者 代表取締役社長 下島 和光
(コード番号 7482 東証第 1 部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 谷中 浩三
(TEL 03-3862-8626)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 24 日開催予定の第 53 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、現行定款第 5 条 (公告方法) につき、当社の公告方法を日本経済新聞社から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります (変更案第 16 条)。本条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。
- (4) 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材を継続して招聘できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります (変更案第 28 条、第 35 条)。本条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。
なお、変更案第 28 条 (取締役の責任限定) の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (5) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります (変更案第 32 条、第 33 条)。本条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 24 日 (火曜日)

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 24 日 (火曜日)

以上

(下線部分は変更箇所を表示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 項から2. 項 (条文省略) 3. 項 一. から十六. (条文省略) (新 設) (新 設) 4. 項から6. 項 (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり) 1. 項から2. 項 (現行どおり) 3. 項 一. から十六. (現行どおり) <u>十七. 各種教室および講座等、スクール・カルチャー等に関するビジネス</u> <u>十八. 再生エネルギーによる電力会社への売電</u> 4. 項から6. 項 (現行どおり)</p>
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第16条から第26条 (条文省略)</p>	<p>第17条から第27条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(取締役の責任限定)</u> 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第27条から第29条 (条文省略)</p>	<p>第29条から第31条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任) 第30条 (条文省略) ② (条文省略) (新 設) (新 設)</p>	<p>(監査役の選任) 第32条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、<u>法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期) 第31条 (条文省略) ② 任期满了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第33条 (現行どおり) ② 任期满了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
<p>第32条 (条文省略)</p>	<p>第34条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役の責任限定)</u> 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第33条から第41条 (条文省略)</p>	<p>第36条から第44条 (現行どおり)</p>